

糸魚川市農業委員会 議事録	
開催日	令和7年5月30日(金) 午前9時30分から午前10時27分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
出席委員	【農業委員（出席18名、欠席1名）】 ・出席委員：1 番渡辺朗委員、2 番片山敏隆委員、4 番恩田正平委員、5 番近藤栄樹委員、6 番松本秀夫委員、7 番米原文明委員、8 番荻野輝道委員、9 番加藤政人委員、10 番猪又正巳委員、11 番福田幸生委員、12 番井上二郎委員、13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番斉藤正機委員、16 番川合次夫委員、17 番松澤正善委員、18 番松澤隆一委員、19 番樋口佐登子委員 ・欠席委員：3 番 大島博委員 【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】 ・出席委員：8 番池原栄一委員 （以上、出席19名）
出席職員	農業委員会事務局 星野局長、小島係長（書記）、小竹主任主査、林主査
説明等のため 出席した者の 職氏名	
署名委員	議長
	10 番 委員
	13 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.6 1件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.25～No.26 2件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.68～No.86 19件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3002～No.3007 6件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5004 1件

議第3号 農用地利用集積等促進計画案について
No.5～No.68 64件

議第4号 農用地利用集積等促進計画案（変更）について
No.4～No.5 2件

日程第4 その他

1 次回農業委員会定例会の日程

6月30日(月) 15時30分開会 市役所2階201・202会議室

2 今後の日程

6月は推進委員との合同委員会。会議後、懇親会

- ・総会 上記のとおり
- ・総会后 農作業疑似事故体験 (VR 動画)
- ・懇親会

時間 17時30分から

会場 膳処くろひめ3階

会費 6,000円/人

3 新潟県農業会議からのアンケート調査依頼

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、3 番大島博委員の1 名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 日程第1＝議事録署名委員の指名について
議長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。 議事録署名委員には、10 番猪又正巳委員、13 番齋藤登委員を指名いたします。 日程第2＝報告事項
議長 小竹主任主査	<報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて1 件ございます。 説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 1 番今井地区、西中地内の1 筆 59 m²について、現況は宅地です。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。 <報告第2号 農地の休耕及び増反届について>

議長 林主査	報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。2頁をご覧ください。 25番下早川地区、東塚地内の2筆2,419㎡については、以前休耕届を出した案件ですが、その後、耕作したいとのことで増反届です。 26番西海地区、来海沢地内の2筆3,407㎡については、労力不足のため休耕するものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	＜報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について＞ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について19件 ございます。
林主査	説明を求めます。 報告いたします。3頁をご覧ください。 68番上早川地区 越地内の3筆733㎡は農地の利用調整により解約し、他の方に貸し付けるものです。 69番西海・能生谷地区の合計20筆 15,605㎡は、農地中間管理機構と耕作者との解約となります。耕作に不便なため解約し、休耕するものです。 70番から78番と80番は、大野の担い手との解約で、新規の法人である株式会社豊作で契約し直すものが8件23筆20,789㎡、73番2筆1,404㎡は売買のための解約、78番1筆85㎡は解約後休耕するものです。 6頁79番、大野地区大野地内の1筆1,041㎡は、労力不足のため解約し、他の方に貸し付けるものです。 81番から83番は、今井の担い手との解約で、西中地内の4筆5,920㎡については、自作と他の方に貸し付けるため解約するものです。 7頁84番、能生谷地区小見地内の1筆2,971㎡は、農地の利用調整により解約し、他の方に貸し付けるものです。 85、86番、能生谷地区溝尾地内の4筆3,106㎡については、耕作に不便なため解約し、休耕するものです。こちら2件は農地中間管理機

議長	構の解約となります。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。
片山委員	69 番 85、86 番の相澤工務店の件、状況が分からないのだが、法人として担い手と位置づけられているが、安易な解約にならないように、その合意づくりに配慮願いたい。
松木委員	有限会社相澤工務店だが、今回、川島地区の圃場整備で大規模に請け負ってくれる。今回の解約の件は、山間地の不便な圃場を直払いで 5 期までやっていたが、泣く泣く今回耕作できず、地域計画を外すものだ。
林主査	中山間の第 5 期から 6 期移行に伴い、相澤工務店に耕作が集中している現状がありまして、選択する中で泣く泣く解約となりました。
議長	他にご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり 異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。
	日程第 3＝付議事項
議長	<議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について> 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を求めます。
林主査	説明いたします。8 頁をご覧ください。 3002 番、浦本地区、中浜地内の 9 筆 920 m²について所有権移転贈与です。地図 No. 1 をご覧ください。申請地は市道浦本小学校線から南に上った場所です。現在樹園地として活用していますが、譲渡人は県外に転出するため、今後は弟に譲り渡し、弟が樹園地として管理するものです。 3003 番、浦本地区、中浜地内の 1 筆 22 m²について所有権移転売買です。地図 No. 2 をご覧ください。申請地は国道 8 号線沿いの場所です。昨年 11 月に 3 条で申請があった場所と同じ場所ですが、所有権

林主査	移転で追加の筆として申請があったものです。譲渡人は県外に転出し、申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。 3004 番、西海地区、来海沢地内の 1 筆 439 m²について所有権移転売買です。地図 No. 3 をご覧ください。申請地は県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所で、地すべり災害に伴い圃場整備した場所となります。譲渡人は申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。 3005 番、大野地区、大野地内の 2 筆 1,404 m²について所有権移転売買です。地図 No. 4 をご覧ください。申請地は市道大野中道線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住していて申請地の管理ができないため、申請地近くに住む譲受人に譲り渡したいというものです。 3006 番、能生谷地区、溝尾、物出地内の 17 筆 1930.22 m²について所有権移転贈与です。地図 No. 5 をご覧ください。申請地は須川の諏訪橋の先の能生川沿いの場所です。譲渡人は、高齢のため管理できないことから、譲受人に譲り渡したいというものです。 3007 番、能生谷地区、大王地内の 2 筆 730 m²について所有権移転贈与です。地図 No. 6 をご覧ください。申請地は農道北部支線第 18 号沿いの場所です。譲渡人は申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいというものです。今後は樹園地として活用したいとのことです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小竹主任主査	<議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について> 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。10 頁をご覧ください。 5004 番、糸魚川地区、横町 4 丁目地内の 1 筆 342 m²については、住

議長	宅1棟と駐車場敷地の転用です。地図No. 7をご覧ください。申請地は市道鳥山道線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第3号 農用地利用集積等促進計画案について> 議第3号 農用地利用集積等促進計画案について64件ございます。事務局の説明を求めます。
林主査	説明いたします。11頁からとなります。参考資料をご覧ください。 株式会社豊作との貸借、合計44件128筆142,651.07㎡、その他が、20件44筆40,853㎡となります。 また、21頁54、55番で合名会社渡辺酒造店が受け手となっておりますが、同店は、R7年2月に農業参入事業計画（農業参入届）を提出しており、(株)豊作と同じく、一般法人として農業経営を行うこととなります。(株)根知ライスファームは、R7.5月末に合名会社渡辺酒造店に事業譲渡することとなっております、代表者等も変わりませんし業務の内容も変更ありません。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
渡辺委員	促進計画案の議案の記載事項だが、使用貸借は無料での契約となるのだが、実際は米のやり取りがある場合もあると思われるが、米の場合も表記ができないか。
林主査	4月から国の制度が改正され、当局では具体的にどれだけの米のやり取りをやっているかわからないので表記ができない。
渡辺委員	中間管理事業で耕作者が病気等で小作料を支払えない状態になった時に、どういう形になるのか。
小島係長	中間管理事業の契約は2本になる、貸し手と公社、耕作者と公社の

小島係長	契約になる。支払いが滞れば、公社と耕作者との契約は解除を検討すると思われます。その場合の農地は、耕作者が不在になってしまうので、公社側は地元の農業委員会に誰か耕作者がいるか照会すると考えられます。
渡辺委員	公社は貸し手に小作料を払い続けるのか。次の耕作者がいなければ、その農地は荒れてしまう。分かる範囲でいいので教えてほしい。
小島係長	公社は小作料を払い続けることが困難になるので、契約解除を検討すると思われる。耕作については、次の耕作者を探しつつも、公社側はそれまでの間、管理をしなければならないが、貸し手との契約が解除されれば、その管理も行わないので荒れてしまう。 当市においては、具体的にそのような案件がないのであくまでもそのような展開があるのではないかと予想するものである。
渡辺委員	公社は、貸し手に賃料を支払うわけで、その分は、耕作者から取れないかもしれないわけであるが、その場合はどうなるのか。
小島係長	そうなれば、公社側には欠損が発生すると思われる。余談として、当事業は公社内では赤字事業。仕事が増えてリスクも増えて、手数料をとっても欠損が上回っている。公社側も困っているので、公社側は国県に保証制度を求めている。
福田委員	この法人は、天下り団体であり、その話は矛盾する。公社はやめればいい。公社は現地管理もできない。あいまいな回答は避けたほうがいい。
議長 福田委員	ここに来て、公社に関するいろいろな問題が出てきている。 一般法人は一生懸命やってくれていた。法人なので利益を求めなければ、会社はなりたたない。条件が不利なところはやれない。当たり前前の選択と思う。今後もこのようなケースは出てくる。会社側の見方、考え方も考慮してほしい。
議長 福田委員	農業は損得だけではできない。 法人としての参入は、法人側の立場も理解してほしい。
議長	他に議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕

議長	異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第4号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について> 議第4号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について2件ございます。
林主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。25頁をご覧ください。 4番 下早川地区 谷根地内の2筆1,986㎡について、耕作者の変更を行うものです。 5番 下早川地区 谷根地内の2筆1,856㎡について、耕作者の変更を行うものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小島係長	日程第4＝その他 1 次回農業委員会定例会の日程 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 6月30日(月) 3時30分開会 市役所2階201・202会議室です。 推進委員との合同になります。
議長	他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。

以上